

【2022-23 過去問解きまくり！ 民法 I 訂正表】2023年03月27日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
468	問題 130	問題文 2行目	(特別区 2014)	(特別区 2014 改題)	2023/02/13 訂正
468	問題 130	肢 4 1行目	隣人の承諾を得なければ	居住者の承諾を得なければ	2023/02/13 訂正
469	問題 130	肢 1	隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる(民法 233 条 1 項)。これに対して、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、自らその根を切り取ることができる(同条 2 項)。	土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者(竹木が数人の共有に属するときは各共有者)に、その枝を切除させることができる(民法 233 条 1 項・2 項)。ただし、例外として、①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、相当の期間内に切除しないとき、②竹木の所有者やその所在を知ることができないとき、③急迫の事情があるときは、土地の所有者が自ら越境した枝を切り取ることができる(同条 3 項)。これに対して、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、土地の所有者が自らその根を切り取ることができる(同条 4 項)。	2023/02/13 訂正
469	問題 130	肢 4	土地の所有者は、境界またはその付近で障壁や建物を建築したり修繕したりするため必要な範囲内で、隣地の使用を請求できる(民法 209 条 1 項本文)。隣人が隣地の使用を承諾しない場合は、裁判所で承諾に代わる判決(民法 414 条 2 項但書)を得て立ち入ることができる。しかし、隣家(隣人の住家)に立ち入るためには、隣人自身の意思に基づく承諾が必要であり(民法 209 条 1 項但書)、判決によって承諾に代えることはできない(通説)。隣人の人格的利益を侵害する可能性もあるからである。	土地の所有者は、①境界・その付近の障壁・建物その他の工作物の築造・収去・修繕、②境界標の調査・境界に関する測量、③民法 233 条 3 項による越境した枝の切り取り(肢 1 の解説参照)のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる(民法 209 条 1 項本文)。しかし、住家に立ち入るためには、居住者自身の意思に基づく承諾が必要であり(同項但書)、判決によって承諾に代えること(民事執行法 177 条)はできない(通説)。居住者の人格的利益を侵害する可能性もあるからである。	2023/02/13 訂正
474	問題 132	問題文 2行目	(特別区 2019)	(特別区 2019 改題)	2023/02/13 訂正

474	問題 132	肢 1 1 行目	隣人の承諾があれば、隣人の住家に立ち入ることができるが、隣人が承諾しないときは	居住者の承諾があれば、隣地の住家に立ち入ることができるが、居住者が承諾しないときは	2023/02/13 訂正
475	問題 132	肢 1	土地の所有者は、境界付近において障壁を修繕するため、必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができるが、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない（民法 209 条 1 項）。しかし、通説によれば、隣家に立ち入るためには隣人の自由な意思による承諾が必要であり、裁判所の判決（民事執行法 177 条）によって代えることはできない。隣人のプライバシー権に配慮したためである。	土地の所有者は、①境界・その付近の障壁・建物その他の工作物の築造・収去・修繕、②境界標の調査・境界に関する測量、③民法 233 条 3 項による越境した枝の切取りのため必要な範囲内で、隣地を使用することができる（民法 209 条 1 項本文）。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない（同項但書）。通説によれば、住家に立ち入るためには居住者の自由な意思による承諾が必要であり、裁判所の判決（民事執行法 177 条）によって承諾に代えることはできない。居住者のプライバシー権に配慮したためである。	2023/02/13 訂正
476	ガイダンス	3 行目	（民法 249 条）	（民法 249 条 1 項）	2023/02/13 訂正
476	ガイダンス	4 行目	（民法 251 条）	（民法 251 条 1 項）	2023/02/13 訂正
476	ガイダンス	5 行目	（民法 252 条本文）	（民法 252 条 1 項）	2023/02/13 訂正
476	ガイダンス	6 行目	（民法 252 条但書）	（民法 252 条 5 項）	2023/02/13 訂正
477	必修問題	肢 1 6 行目	（民法 252 条本文）	（民法 252 条 1 項前段）	2023/02/13 訂正
477	必修問題	肢 2 4 行目	（民法 252 条但書）	（民法 252 条 5 項）	2023/02/13 訂正
477	必修問題	肢 5 1 行目	（民法 251 条）	（民法 251 条 1 項）	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢ア 2 行目	（民法 249 条）	（民法 249 条 1 項）	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢イ 2 行目	（民法 251 条）	（民法 251 条 1 項）	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢イ 4 行目	（民法 252 条本文）	（民法 252 条 1 項前段）	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢イ 6 行目	（同条但書）	（同条 5 項）	2023/02/13 訂正

485	問題 134	肢ア 1行目	(民法 252 条但書)	(民法 252 条 5 項)	2023/02/13 訂正
485	問題 134	肢エ 2行目	(民法 252 条本文)	(民法 252 条 1 項前段)	2023/02/13 訂正
486	問題 135	問題文 2行目	(特別区 2012)	(特別区 2012 改題)	2023/02/13 訂正
486	問題 135	肢 3 2行目	共有物の変更の場合を除き	共有物の形状又は効用に著しい変更を加える場合を除き	2023/02/13 訂正
487	問題 135	肢 1 2行目	(民法 249 条)	(民法 249 条 1 項)	2023/02/13 訂正
487	問題 135	肢 2	共有物の分割については、まず共有者間の協議によって行うが、その協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求できる(民法 258 条 1 項)。そして、裁判による分割の方法は、現物分割が原則であり、①それが不可能なとき、または②現物分割によつてその価格を著しく減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる(同条 2 項)。	共有物の分割については、まず共有者間の協議によって行うが、その協議が調わないときは、または協議ができないときは、その分割を裁判所に請求できる(民法 258 条 1 項)。そして、裁判による分割の方法は、現物分割または賠償分割が原則であり(同条 2 項)、①それらによる分割が不可能なとき、または②分割によつてその価格を著しく減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる(同条 3 項)。	2023/02/13 訂正
487	問題 135	肢 3	共有物の管理に関する事項は、①共有物の変更の場合は他の共有者の同意を得なければならないが(民法 251 条)、②それ以外の場合は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する(民法 252 条本文)。ただし、③共有物の保存行為は、各共有者が単独ですることができる(同条但書)。	共有物の管理に関する事項(広義)のうち、①共有物の形状・効用に変更を加える行為(形状・効用の著しい変更を伴わないもの〔軽微変更〕を除く)については、他の共有者の同意を得なければならないが(民法 251 条 1 項)、②共有物の変更を伴わずに、共有物を利用・改良する(狭義の)管理行為(軽微変更を含む)については、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する(民法 252 条 1 項前段)。これに対して、③共有物の現状を維持・保存する保存行為については、各共有者が単独ですることができる(同条 5 項)。	2023/02/13 訂正
487	問題 135	肢 5 3行目	(民法 958 条の 3)	(民法 958 条の 2)	2023/02/13 訂正
488	問題 136	問題文 2行目	(裁判所職員 2014)	(裁判所職員 2014 改題)	2023/02/13 訂正

488	問題 136	肢ア 4行目	甲土地の明渡しを請求することができる。	当然に甲土地の明渡しを請求することができる。	2023/02/13 訂正
489	問題 136	肢ア	<p>甲土地の共有者の1人であるAは、他の共有者B・Cとの協議を経ずに当然に甲土地を単独で占有する権限を有するものではない。しかし、判例は、<u>B・Cの共有持分を合計すると過半数を超えるからといって、B・C（多数持分権者）は、甲土地を単独で占有するA（少数持分権者）に対して当然に甲土地の明渡しを請求できるものではない</u>としている（最判昭41.5.19）。確かに、<u>B・Cの持分は侵害されているが、Aも持分に応じて共有物の全部を使用収益する権限を有するので（民法249条）、Aに対する共有物全部の明渡請求を認めることは、Aの使用収益を妨げることになるからである。</u></p>	<p>持分（3分の1）の価格が共有物（甲土地）の価格の過半数に満たない（少数持分権者）Aは、他の共有者（B・C）の協議（承諾）を経ないで当然に共有物を単独で占有する権限を有するものではないが、そのAも、自己の持分に基づいて共有物を使用収益（占有）する権限を有する（民法249条1項）。そこで、判例は、<u>他の共有者BおよびCは、その持分（3分の2）の価格が共有物の価格の過半数を超える（多数持分権者）からといって、甲土地を現に占有する少数持分権者Aに対し、当然に甲土地の明渡しを請求することができず、その明渡請求が認められるためには、その明渡しを求める理由を主張し立証しなければならない</u>としている（最判昭41.5.19）。なお、2021（令和3）年改正により、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができる<u>とされた（民法252条1項後段）</u>。したがって、<u>AがBおよびCの承諾を得ずに単独で甲土地を占有している場合であっても、持分の過半数（3分の2）を有するBおよびCは、Aとは別の共有者に甲土地を使用させる旨の決定をすれば、甲土地の明渡しを求める理由が認められ、Aに対し、甲土地の明渡しを請求できることになる。</u></p>	2023/02/13 訂正

489	問題 136	肢イ	判例は、甲土地の共有者の1人であるAが単独で占有していることにより持分に応じた使用が妨げられている他の共有者B・Cは、Aに対して、持分割合に応じて占有部分にかかる地代相当額の不当利得金(民法703条・704条)ないし損害賠償金(民法709条)の支払いを請求できるとしている(最判平12.4.7)。	甲土地の共有者の1人であるAは、他の共有者B・Cの承諾を得ずに単独で甲土地を占有する権限を有するわけではない(記述アの解説参照)。したがって、Aが単独で甲土地を占有していることにより持分に応じた使用が妨げられているB・Cは、Aに対して、持分割合に応じて損害賠償金(民法709条)の支払いを請求することができる(最判平12.4.7)。なお、B・Cの承諾を得ずに単独で甲土地を占有するAは、B・Cに対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う(民法249条2項)。	2023/02/13 訂正
490	問題 137	問題文 3行目	(裁事 2020)	(裁事 2020 改題)	2023/02/13 訂正
490	問題 137	肢エ 2行目	甲土地全体の明渡しを請求することができる。	当然に甲土地全体の明渡しを請求することができる。	2023/02/13 訂正
491	問題 137	肢ア 3行目	(民法 252 条但書)	(民法 252 条5項)	2023/02/13 訂正
491	問題 137	肢イ 2行目	(民法 252 条本文)	(民法 252 条1項前段)	2023/02/13 訂正
491	問題 137	肢ウ 3行目	甲土地をAの単独所有とし、AからBに対して持分の価格を賠償させる方法(価格賠償)も可能である。これに対して、裁判による分割(民法258条1項)の場合、現物分割が原則であり、それが不可能なとき、または現物分割によると著しくその価格を減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる(同条2項)。ただし、判例は、	一部の共有者Aに債務を負担させて、他の共有者Bの持分の全部または一部を取得させる方法(賠償分割。従来の価格賠償)も可能である。これに対して、裁判による分割(民法258条1項)の場合、現物分割または賠償分割が原則であり(同条2項)、それらによる分割が不可能なとき、または分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる(同条3項)。なお、判例は、	2023/02/13 訂正

491	問題 137	肢エ	<p>共有者の1人Aが他の共有者Bに無断で甲土地(共有物)全体を単独で占有している場合、Bは、自己の共有持分が過半数を超える(多数持分権者)からといって、Aに対し、当然に甲土地全体の明渡しを求めることはできない(最判昭41.5.19)。自己の共有持分が過半数に満たない(少数持分権者)Aも、自己の持分に基づいて甲土地全体を使用収益する権限を有する(民法249条)からである。</p>	<p>持分(3分の1)の価格が共有物(甲土地)の価格の過半数に満たない(少数持分権者)Aは、他の共有者Bに無断で甲土地を単独で占有する権限を有するものでないが、そのAも、自己の持分に基づいて甲土地を使用収益(占有)する権限を有する(民法249条1項)。そこで、判例は、Bは、自己の持分(3分の2)が過半数を超える(多数持分権者)からといって、甲土地を現に占有する少数持分権者Aに対し、当然に甲土地全体の明渡しを請求することはできず、その明渡請求が認められるためには、その明渡しを求める理由を主張し立証しなければならないとしている(最判昭41.5.19)。なお、2021(令和3)年改正により、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができることとされた(民法252条1項後段)。したがって、AがBに無断で甲土地を単独で占有している場合であっても、持分の過半数を有するBは、A以外の者に甲土地を使用させる旨の決定をすれば、甲土地の明渡しを求める理由が認められ、Aに対し、甲土地の明渡しを請求できることになる。</p>	2023/02/13 訂正
492	問題 138	問題文 2行目	(国家総合職 2017)	(国家総合職 2017 改題)	2023/02/13 訂正
492	問題 138	肢ア 3行目	同法第958条の <u>3</u>	同法第958条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
493	問題 138	(参考) 6行目	第958条の <u>3</u>	第958条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 2行目	民法958条の <u>3</u>	民法958条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 3行目	民法958条の <u>3</u>	民法958条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 7行目	(民法958条の <u>3</u> )	(民法958条の <u>2</u> )	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 10行目	民法958条の <u>3</u>	民法958条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正

494	問題 138	肢ア 12 行目	民法 958 条の 3	民法 958 条の 2	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢イ 2 行目	(民法 251 条)	(民法 251 条 1 項)	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ウ	判例は、共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数に満たない少数持分権者が、他の共有者の協議を経ないで、共有物を単独で占有する場合であっても、共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数を超える多数持分権者は、当該少数持分権者に対して、当然に共有物の明渡しを請求することができるものではないとする（最判昭 41. 5. 19）。少数持分権者も自己の持分に基づいて共有物の全部を使用収益する権限を有する（民法 249 条）からである。したがって、多数持分権者が少数持分権者に対して共有物の明渡しを請求するためには、明渡しを求める理由を主張し立証しなければならない（同判決）。	共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数に満たない少数持分権者は、他の共有者の協議を経ないで共有物を単独で占有する権限を有するものでないが、その少数持分権者も、自己の持分に基づいて共有物を使用収益（占有）する権限を有する（民法 249 条 1 項）。そこで、判例は、共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数を超える多数持分権者は、共有物を現に占有する少数持分権者に対し、当然に共有物全体の明渡しを請求することはできず、その明渡請求が認められるためには、その明渡しを求める理由を主張し立証しなければならないとしている（最判昭 41. 5. 19）。なお、2021（令和 3）年改正により、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができることとされた（民法 252 条 1 項後段）。したがって、少数持分権者が多数持分権者に無断で共有物を単独で占有している場合であっても、持分の過半数を有する多数持分権者は、少数持分権者以外の者に共有物を使用させる旨の決定をすれば、共有物の明渡しを求める理由が認められ、少数持分権者に対し、共有物の明渡しを請求できることになる。	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢オ	裁判所による共有物の分割方法は、現物分割が原則であり、それが不可能なとき、または現物分割によると著しくその価格を減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる（民法 258 条 2 項）。それでは、価格賠償は認められるか。この点について、判例は、	裁判による共有物の分割（民法 258 条 1 項）の方法は、現物分割または賠償分割（価格賠償）が原則であり（同条 2 項）、それらによる分割が不可能なとき、または分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる（同条 3 項）。賠償分割に関して、判例は、	2023/02/13 訂正

503	問題 140	肢 C 2 行目	(民法 252 条 <u>但書</u> )	(民法 252 条 <u>5 項</u> )	2023/02/13 訂正
509	問題 146	肢 4 2 行目	(民法 251 条参照)	(民法 251 条 <u>1 項</u> 参照)	2023/02/13 訂正
549	章末 CHECK	A 7 1 行目	持分の過半数である (民法 252 条 <u>本文</u> )。	持分の <u>価格</u> の過半数である (民法 252 条 <u>1 項前段</u> )。	2023/02/13 訂正
549	章末 CHECK	A 8 1 行目	(民法 958 条の <u>3</u> )	(民法 958 条の <u>2</u> )	2023/02/13 訂正
657	問題 185	肢 1 3 行目	登記船舶 (商法 <u>850</u> 条)	登記船舶 (商法 <u>849</u> 条)	2023/03/27 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報が L E C 公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。